

令和５年度三鷹市国民保護協議会 議事録

《出席者》

資料２座席表のとおり。ただし、嶋崎委員は欠席

《事務局》

総務部危機管理担当部長・安全安心課長・防災課課長補佐・主査

事務局

議事に先立ち、事務局から次の事項を連絡した。

- ・ 会議の議長は国民保護法第 40 条により、会長が務めることとなっているが、議事に先立って行う連絡は事務局が行うこと。
- ・ 「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、三鷹市における会議は個人情報に関わる事案の審議等を除き、原則公開であること。
- ・ 本会議は、個人情報に関わる事項等についての審議は予定しておりませんので、傍聴を認めること。
- ・ 会議録を作成し、市のホームページと相談・情報課で公開すること。
- ・ 委嘱状は、席上配布にて委嘱状の交付に代えること。
- ・ 委員のご紹介は委員名簿及び座席表をもってご紹介に代えること。
- ・ 配布資料の確認

河村会長

三鷹市長の河村孝です。

先ほど、防災会議にご参加いただいた皆さま、ご移動ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

この国民保護協議会からご参加いただく皆様につきましても、ご多用のところご出席いただきありがとうございます。

ただ今、皆さまに委嘱状を交付させていただきました。公私ともに大変ご多用のところ、季節柄寒暖差が厳しいところ、委員をお引き受けいただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

さて、三鷹市国民保護計画は、ご承知のように国民保護法に基づき、「三鷹市国民保護協議会条例」を制定のうえ国民保護計画が制定されまして、平成 19 年に策定し、29 年に更新され、現在に至っております。

日本をめぐる様々な状況においていろいろな国際的な変化があります。ロシアによるウクライナ侵攻、緊迫する台湾情勢、特に日本の近くだと北朝鮮の動向に関しては、繰り返しミサイルを発射しており、昨年 2022 年は過去最多といわれるほど多く発射され、10 月 4 日には青森県の上空を通過するなど、緊張感が高まっています。

このような背景を踏まえ、東京都国民保護計画が改定されたことから、当市の国民保護計画についても見直すことといたしました。

国民保護協議会の皆さまにおかれましては、本日の議題である、現在の国民保護計画及び変更点等について内容をご確認いただくとともに、委員の皆さまのそれぞれのお立場で、活発なご審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さっそく議事に入らせていただきます。

協議事項

本日の協議事項である「三鷹市国民保護計画の改定について」事務局から説明させます。

事務局

総務部危機管理担当部長、防災課長を兼務しております齋藤と申します。

資料4 協議事項に基づいてご説明します。

改定主旨ですが、国の指針が変更されたことに伴い東京都国民保護計画が変更されましたので、その内容を三鷹市国民保護計画に反映する、またこれに合わせて、昨年度、東京都により緊急一時避難施設が10施設追加指定されたことを踏まえ、避難施設を計画に明記するなど所要の修正を行うということにいたしました。

資料3、2の改定概要の(1)をご覧ください。東京都の計画は3点主に変更されましたので、市計画におきましても以下のアイウの3点を計画の方に追記していきたいと考えております。

アですが、都の計画において、訓練を計画するときには様々な場所や想定で実践的な訓練を実施することとされましたので、同内容を市の計画にも明記することといたします。続きましてイです。都の計画において、都が避難施設を指定するときには施設の収容人数を把握することとされましたので、こちらも市計画においては、施設の収容人数などの情報を都に提供することを明記したものでございます。

3点目ウです。都の計画において、弾道ミサイル攻撃時の住民の避難行動について、平素から全国瞬時警報システム（J-ALEAT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることとされましたので、同内容を市の計画にも明記することといたします。

資料3、2の(2)になります。その他の所要の修正としまして、先ほど申し上げましたとおり、市内の避難施設を計画内に明記する、今まで施設名明記されていなかったのですが明記していくことや、統計データの時点修正を行うものです。

続きまして資料の5です。こちらをご覧ください。資料5にはページ番号が付してあります。資料の構成としましては、左側が改定案、右側が現行の計画で、修正箇所は下線付きの赤字で表記しております。また、最も右側の列には変更理由、変更内容の説明を記載しております。こちらの説明につきましては、市の方で行った所要の修正、文言の修正等がありますがこちらの説明は割愛させていただきまして、東京都国民保護計画の変更を反

映した部分を中心に説明させていただきます。7ページをご覧ください。クリーム色の網掛けの部分が該当する箇所になります。

1つ目の、(2)訓練の形態及び項目ですが、東京都の計画において、実戦的な訓練の例として「様々な情報伝達等の手法を組み合わせることや、様々な場所や想定で訓練を実施すること」という内容が明記されましたので、市の計画についても同様の内容の文言を赤字のとおり追記した形で、分かりやすい表現に変更させていただきます。その下にあります2つ目になります。都計画において、東京都が「避難施設を指定する際には、収容人数を把握すること」とされましたので、市の計画においては、東京都に提供する必要な情報の例として、「施設の収容人数など」の文言を追記しました。

8ページ目になります。3つめの修正点は、東京都の計画において、「平素から」アラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること」が新たに明記されましたので、市の計画においても、同様の内容を追記しました。

説明は、以上になります、よろしくお願いいたします。

河村会長

ありがとうございました。ただいまの説明があった部分はもとより、その他の部分でも、改定案について、何かご質問やご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

池末委員

資料5の3ページ、三鷹駅は公表されていないものと書かれているが、下の表を見ると乗員数は書いてあるので、降車人員は書かれていないが、その範囲で最も多いということ書いた方が良いと思います。5ページ大規模スポーツイベントとあるが、スポーツに限らず大規模なイベントで危険性があるのでスポーツに限定せず大規模イベントと記載した方が良いと思います。

事務局

ありがとうございます。ご指摘いただいた部分については、事務局の方で趣旨を踏まえて修正、検討したいと思います。

寺井委員

7ページ訓練にあたるところで、実践的な訓練を行うとありますが、9月からの総合防災訓練があるが、総合防災訓練の中に国民保護の訓練を組み入れていくのか、新たに国民保護の訓練を行うのか、どのように考えているのか

事務局

今のところ、総合防災訓練とは別の形で考えていくことになりますが、現時点では内容や時期を検討していません。計画改定をふまえ、訓練内容を検討して、国民保護協議会でも相談させていただきながら訓練を検討していきたいと考えています。

河村会長

計画ができた後、実践的な訓練のやり方をさらに検討していくという順番になる。今は具体的に想定しているわけではありませんが、そのような方向で考えていきます。

寺井委員

現行計画の73ページの避難の仕方、誘導をするが、Jアラートが鳴った時に市民がどのような行動を取るのか、着弾して時どのような行動を取るのか、今まで触れられていなかったもので、このことに関して市民に周知してほしい。

河村会長

国などの広報内容を参考に、海外の緊張状況を踏まえながら広報していく。

吉野委員

3点質問します

1点目は、資料5の5ページ、職員の連絡体制、参集体制はどのように整備していくのか。

2点目は、8ページJアラートを市民に対して知っていただくか、どのように広報していくのか。

3点目は、三鷹市国民保護計画を多くの市民が知らないのではないか。どのように広報していくのか。

河村会長

職員の参集体制は、地域防災計画に準じた形で対応していくもので、Jアラートは、国の統一的な指針を広報、周知していく必要があると考えています。国民保護計画についても、適時、適切に広報していきます。

事務局

補足で、職員の参集体制ですが、現行計画の19ページに、参集基準が定められています。その中で、24時間即応体制の確保、幹部職員の連絡手段の確保、対策本部長の代行順位など、様々なケースを想定した体制を整備しています。

吉野委員

国民保護訓練を防災訓練と並行して行うということでしたが、防災訓練も必要だが、防災訓練とは違った形でのアプローチが必要だと考える。

河村会長

その通りだと思います。どのようなケースを想定して訓練するかは、例えば調布飛行場に不審な飛行機が突っ込んでくるとか、検討したこともありましたが、今後課題ですので、調査、研究していきたいと思います。

吉野委員

市民の方が国民保護計画を知らないのが現状で、ミサイルも多く発射されて心配されている市民の方もいるので、計画の広報をしっかりと行い、市民に理解されるような努力をお願いしたい

石原委員

避難施設の市民への周知ですが、今回追加指定された10施設を含めて防災マップには避難施設は反映されているのでしょうか。

事務局

防災マップには震災を想定したものですので、国民保護上の避難施設は明記されておりません。ただし、マップに明記されている避難所等の施設と国民保護上の避難施設は重複しているので、マップ上の情報量が多いことも含めて検討します。

石原委員

今回追加指定された10施設は、どのような条件で選定したのか

事務局

鉄筋コンクリート造の施設など堅牢な施設を指定しております。その他、三鷹にはありませんが、地下駅舎や民間の大規模な地下施設が選定対象となります。その他に、都府県施設2施設は、都が選定、指定しております。

石原委員

堅牢な施設とのことだが、小学校の老朽化も懸念されるので、耐震化やインフラについても、計画的に進めてほしい。

河村会長

貴重なご意見いただきました。本改定案により、計画の変更を進めさせていただきますが、今後の計画公表までの進め方について事務局より説明させます。

事務局

皆様の意見を計画に盛り込む前提で進めますが、8月に法律に基づいて、議会に報告いたします。その後、パブリックコメントを実施しまして広く市民の方に見ていただきますとともに東京都と協議いたします。東京都との協議は、法律に定められていて、協議回答は約2か月要する見込みとなっています。

パブリックコメントでのご意見や都の協議結果から大幅な修正が必要な場合には、再度国民保護協議会を開催する予定ですが、修正がなければ、今回の変更案で改定を進めさせていただきます。確定した計画は再度議会へ報告します。報告後公表となります。

説明は以上です。

河村会長

事務局から説明があった東京都との協議ですが、東京都からの修正意見が、文言修正など軽微なものであった場合には、市の方で修正させていただき、案を確定させていただきたいと思います。

計画公表までの進め方について、以上のように進めさせていただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

これで、協議事項は終了とさせていただきます。

次に3の報告事項に入ります。報告事項である「緊急一時避難施設の追加指定」について事務局からお願いします。

事務局・宮本

それでは、資料6をご覧ください。

資料6、1、本件の趣旨は、緊急一時避難施設が東京都により10施設追加指定されたことから、指定施設について報告するものです。今般、追加指定された経緯については、2のとおりですのでご確認いただけたらと思います。

これ以前の経緯について、簡単に説明いたします。4の、避難施設と緊急一時避難施設の関係図をご覧ください。今回追加指定された「緊急一時避難施設」は「避難施設」に含まれるもので、この避難施設が最初に指定されたのは平成19年です。その後若干の増減を経まして、令和3年度末の時点で、避難施設が77施設、そのうち緊急一時避難施設が39施設指定されていました。そして今般10施設が追加指定され、三鷹市内の避難施設が87施設、緊急一時避難施設は49施設となりました。指定された10施設は、3のとおりです。昨年度、2度にわたり指定されております。1度目は、(1)令和4年9月5日に市の公共施設8施設が、2度目は、(2)令和4年12月23日に東京都が独自に選定した2施設が指定されました。

説明は、以上です。

河村会長

それでは、ただ今の報告につきまして、何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

石原委員

施設の閉館時間に発災した場合には、どのように対応するのですか

事務局

基本的には、運営している開館している時間で利用することを想定しますし、そのように広報していきます。

河村会長

それでは、以上を持ちまして、本日の国民保護協議会を終了とさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。